

## 施工体制台帳チェックリスト

確認事項		チェック
1	施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）	
(1)	作成建設業者が許可を受けた建設業の種類	
(2)	建設工事の名称、内容及び工期	
(3)	発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
(4)	発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）	
(5)	監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別	
(6)	作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）	
(7)	監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理を司る工事内容及びその者が有する主任技術者資格	
(8)	下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
(9)	全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期	
(10)	全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した金額（法定福利費の額を明示）及び年月日（福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10）	
(11)	作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した下請人に対する通知書の写し）	
(12)	下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）	
(13)	下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別	
(14)	下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置く場合は、当該者の氏名、その者が司る工事の内容及びその者が有する主任技術者資格	
(15)	1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地	

2 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第14条の2第2項）

確認事項	チェック
(1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）	
下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか	
ア 工事内容	
イ 請負代金の額（法定福利費の額を明示）（福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10）	
ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期	
エ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	
オ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
カ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
キ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
ク 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
ケ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
コ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	
サ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	
シ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
ス 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
セ 契約に関する紛争の解決方法	
ソ 「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項（福島県元請・下請関係適正化指導要綱第5）	

確認事項		チェック
(2) 全ての再下請通知書		
再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		
ア	下請負人の商号、名称、住所、許可番号	
イ	下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称	
ウ	再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
エ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		
	工事の名称、内容、工期	
	請負契約を締結した年月日	
	下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）	
	再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）	
	再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か	
	再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格	
(3)	監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）	
(4)	監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し）	
(5)	監理技術者以外に施工の技術上の管理を司る者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	
<p>3 全ての下請が社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）であるか。  （未加入者がいる場合は、その元請から理由書の提出を受け、その理由が真にやむを得ないものか確認するとともに、当該元請及び未加入者に速やかな加入を繰り返し指導する。また工事監督員に、当該理由書を提出する。）</p>		